

投票立会人の心得

1 投票立会人の心構え

投票立会人は、投票管理者のもとで、投票事務の公平を確保するために、公益代表として投票事務に立ち会う重要な職責を有します。

承諾して投票立会人となった以上は、やむを得ない事故等正当な理由がある場合を除き、辞職することはできません。また、投票立会人には守秘義務がありますので、職務執行の際に知った事項については決して他人に漏らしてはなりません。

2 投票立会人の主な仕事

(1) 投票手続の全般について立ち会う

- ①投票所の開閉に立ち会う。
- ②最初の選挙人が投票する前に、その選挙人とともに投票箱に何も入っていないことの確認に立ち会う。
- ③投票箱の閉鎖に立ち会う。
- ④その他、投票管理者から指示があった手続に立ち会う。

(2) 意見を述べる

投票管理者から意見を求められたときに意見を述べる。

(3) 開票所への投票箱の送致に同行する（1名のみ）

3 留意点

- (1) 立会日には指定の時刻までに、「選任通知書」と「印鑑」を持参し集合してください。
- (2) 立会時間中に投票所の外へ出ることはできません。
- (3) 服装については、決まりはありませんが華美な服装はお避けください。
- (4) 急病等やむを得ない事情で投票所に来ることができない場合は、直ちに芽室町選挙管理委員会（66-5967）まで連絡をお願いします。
※都合が悪い等の理由で、欠席することは認められません。

4 その他

(1) 立会日時等

項目	期日前投票期間	投票日当日
①立会場所	中央公民館	第1～第16投票所
②立会時間	8時30分から20時まで	7時から20時まで ※農村部は19時まで
③集合時間	8時15分	投票管理者から連絡
④定員	各日2人	投票所ごとに2人
⑤報酬	10,800円／日	10,800円／日

※④報酬については、上記の額から所得税が差し引かれます。

(2) 投票所

投票区名	投票所の場所
第1 芽室町中央公民館	東3条3丁目1番地
第2 芽室南地区コミュニティセンター	西2条南6丁目1番地
第3 芽室西地区コミュニティセンター	西6条5丁目1番地
第4 弥生福祉館	東5条8丁目1番地
第5 東めむろコミュニティセンター	東めむろ2条北1丁目4番地7
第6 上美生農村環境改善センター	上美生4線34番地
第7 美生コミュニティセンター	美生2線40番地9
第8 坂の上コミュニティセンター	坂の上10線31番地17
第9 北伏古コミュニティセンター	北伏古南9線9番地19
第10 栄コミュニティセンター	栄3線24番地
第11 上伏古コミュニティセンター	上伏古9線18番地2
第12 渋山地区林業研修センター	渋山8線23、24番地
第13 祥栄ふれ愛館	祥栄北9線26番地
第14 毛根コミュニティセンター	毛根北5線9番地11
第15 西土狩地域福祉館	西土狩北4線42番地20
第16 上芽室農業研修センター	上芽室南3線16番地1

※農村部（第6～16）投票所の投票終了時間は19時です。